

会員通知 第114号
平成24年 9月28日

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小池善明

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正等に伴う「上場有価証券の発行者の
会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」
等の一部改正を行い、平成24年10月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）が改正され、
売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について臨時報告書の提出が義務づけ
られることに伴い、当該子会社取得について本所における適時開示も行われるよう見直すとともに、
日本証券業協会において有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について見直
しが行われたことなどに伴う所要の見直しを行うものです。

以上

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表……………	1
2. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表……………	2
3. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表……………	4
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表……………	5
5. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表……………	9

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)</p> <p>a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該会社の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいい、<u>当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。</u>)</p> <p>(e) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。</p>	<p>11. の4 第6条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係</p> <p>第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)</p> <p>a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 当該会社の主要株主</p> <p>(e) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 利益の額 a～c (略) d 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、<u>連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより1年間の利益の額を算定するものとする。この場合において、a及びbの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。</u> e～h (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a～f (略) g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は<u>株式交換を行う前の期間</u>については、合併主体会社又は<u>株式交換主体会社</u>の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 利益の額 a～c (略) d 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、利益の額を月割按分することにより1年間の利益の額を算定するものとする。 e～h (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a～f (略) g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。</p>

(8) ~ (11) (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 第3項に規定する本所で定める期間は、本所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする。

付 則

1 この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

2 改正後の2.(6)dの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に新規上場申請を行う者から適用する。

(8) ~ (11) (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) ~ (3) (略)

(4) 第4項に規定する本所で定める期間は、本所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の公募等に係る配分)</p> <p>第3条の4 元引受会員は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。</p> <p>2 元引受会員は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、<u>本所が必要と認める場合には</u>、当該指針の内容を本所に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。</p>	<p>(上場前の公募等に係る配分)</p> <p>第3条の4 元引受会員は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。</p> <p>2 元引受会員は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号1に掲げる事項</p> <p><u>次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること（上場会社が子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。）。</u></p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p><u>(h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</u></p> <p><u>(i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行っ</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号1に掲げる事項</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

た、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) (略)

f～1 (略)

(1) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること(子会社が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)

(a)～(g) (略)

(h) 孫会社取得に係る対価の額(孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。)に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算し

(h) (略)

f～1 (略)

(1) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a～f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(g) (略)

(新設)

た額が連結会社の直前連結会計年度の
末日における連結純資産額の100分
の15に相当する額未満であること。

h～m (略)

(2) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～cの2 (略)

cの3 第2条第1項第1号dの3に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ハ (略)

(b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」

決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

d～e (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

h～m (略)

(2) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～cの2 (略)

cの3 第2条第1項第1号dの3に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出を直ちに

ハ (略)

(b) 重要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」

決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

d～e (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c)～(g) (略)

eの3～n (略)

(4)～(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c)～(g) (略)

eの3～n (略)

(4)～(7) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）</u>）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、<u>貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）</u>）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、<u>株券上場審査基準の取扱い2.(5)bに規定する連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）</u>）を除く。以下<u>この号</u>において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（<u>上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5)cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下この号において同じ。）</u>）に基づいて算出される純資産の額とし、<u>連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額）</u>が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会</p>

適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b～f （略）

(5) の2～(16) （略）

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b～f （略）

(5) の2～(16) （略）